

## 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令案について（概要）

### 1. 改正の背景

「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について（報告書）」（令和2年2月18日中央教育審議会初等中等教育分科会教員養成部会教職課程の基準に関するワーキンググループ）において、

- ・大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学間にのみ適用できる特例として、複数の大学が授業科目を分担して補完し合い、一つの教職課程として必要な授業科目を共同して備えることができる制度を導入すること、
- ・教職課程を設置する大学が、全学的に教職課程を実施する体制を整備し、こうした体制を活用しながら、教職課程の自己点検・評価を行う仕組みを設けること等が提言されたところである。

この提言等を踏まえ、大学等連携推進法人を構成する大学や一つの法人が設置する複数の大学のうち教職課程を設置する大学は、他の教職課程を設置する大学が当該大学と連携して開設する授業科目（以下「連携開設科目」という。）を自ら開設したものとみなすことができる特例措置を設け、また複数の教職課程を設置する大学は教職課程を実施する体制を整備するとともに、教職課程を設置する全ての大学が当該体制などを活用しながら自己点検・評価を行う仕組みを設けることについて、教育職員免許法施行規則の一部改正を行うものである。

### 2. 改正等の概要（教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）の一部改正）

#### ①連携開設科目に関する授業科目開設上の特例及び学生の履修上の特例等

教職課程を設置する大学は、教育職員免許法施行規則第22条第1項等の規定にかかわらず、教員免許状の取得に必要な最低単位数の8割まで他の大学と連携して開設された連携開設科目を自ら開設したものとみなすことができるものとし、当該大学に在学する学生は連携開設科目を当該大学にて修得したものとみなすことができることとする。

#### ②教職課程を設置する大学の全学的な体制の整備及び自己点検評価の仕組みの導入

複数の教職課程を設置する大学は、教職課程の円滑かつ効果的な実施により教員の養成の目標を達成するため、大学内の組織間の連携による適切な体制を整備するものとする。また、教職課程を設置する全ての大学は、教職課程を実施するためのカリキュラムや教員組織、施設及び設備の状況等について自ら点検・評価を行い公表するものとする。

### 3. 今後のスケジュール

公布：令和2年11月頃

施行：①については令和3年4月1日、②については令和4年4月1日

# 教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について(案)①

(参考)

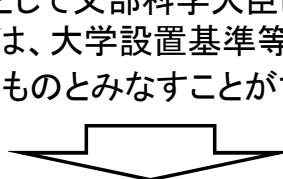
## 制度創設の趣旨及び経緯

教職課程の基準に関するワーキンググループにおいて報告された「複数の学科間・大学間の共同による教職課程の実施体制について(報告書)」(令和2年2月)において、

- ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設
  - ②学内の2以上の学部が連携して学部等連携課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設
  - ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設
- について提言されており、当該提言を受けて制度改正を行う。

## ①大学等連携推進法人制度の検討結果を受けた教職課程を設置する大学の科目設置及び専任教員の共通化の特例の創設(省令及び基準の改正)

国公私立の複数大学を束ねる大学等連携推進法人(一般社団法人)として文部科学大臣に認定された場合に、大学等連携推進法人に参画する大学や複数大学法人が設置する大学は、大学設置基準等の自ら開設の原則の例外として参画する他の大学と連携して開設する科目を自らが開設したものとみなすことができる特例を設けることとされている。



大学等連携推進法人及び  
複数大学法人

A大学  
(教職課程)

B大学  
(教職課程)

C大学  
(教職課程)

## ○教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)及び教職課程認定基準(教員養成部会決定)上の特例

	単位互換制度	連携開設制度	今回新設	共同実施制度
仕組み	各大学が開設している授業科目について単位互換協定に基づき、自らの大学の授業科目とみなす仕組み	大学等連携推進法人や複数大学法人に参画する大学が連携して開設する科目(連携開設科目)を自らの大学の授業科目とみなす仕組み		共同の学位プログラムの下設置される複数大学の教職課程を同一のものとみなし、大学が開設する授業科目をお互いに自ら開設する授業科目とみなす仕組み
大学が開設する授業科目上の特例 (免許法施行規則)	「教職に関する科目」のみ <u>3割</u> を上限に他の大学が開設する授業科目を自らが開設する授業科目とみなす	「教科及び教職に関する科目」のうち連携開設科目については <u>8割</u> を上限に自らが開設する授業科目とみなす(※1)		「教科及び教職に関する科目」において他の大学が開設する授業科目の <u>全て</u> を自らが開設する授業科目とみなす
専任教員の共通化 (教職課程認定基準)	なし	上記の仕組みを活用する複数の大学が同一の免許状の種類(幼・小免許を除く)の教職課程の認定を同時に受けようとする場合(連携教職課程)には、一定の要件を満たした場合(※2)に、 <u>大学間の専任教員の共通化を可能とする</u>		

※1連携開設制度を活用して開設される授業科目については大学において公表を行うこととする。(免許法施行規則)

※2連携教職課程を設置しようとする大学については課程認定基準上の要件を課すこととする。(教職課程認定基準)

・幼稚園・小学校の教職課程の認定を受けた教員養成を主たる目的とする学科等が一以上含まれていること。

・教学管理のための体制を整備すること。その際、各設置大学の専任教員がそれぞれ一人以上からなるものであること。

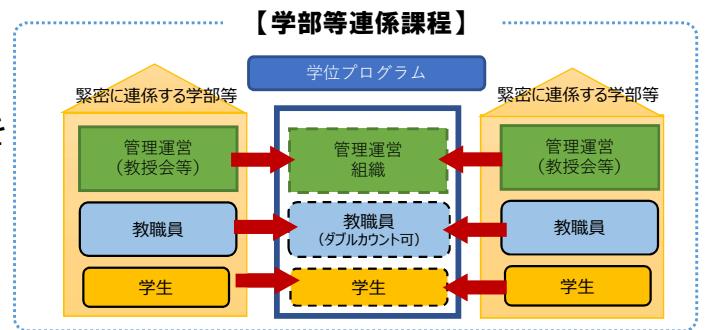
・学生が在籍する学科等において8単位以上を修得し、それ以外の学科等のいずれかで8単位以上を修得するものとして必要な単位数を開設すること。 等

# 教職課程の基準に関するWGの報告を受けた制度改正について(案)②

## ②学内の2以上の学部が連係して学部等連係課程を設置する場合の専任教員の共通化の特例の創設(基準の改正)

学校教育法施行規則等の一部を改正する省令(令和元年文部科学省令第11号)により、大学設置基準等が改正され、大学は学内資源の共通化により学部横断的な教育を実現するために、学内に置かれる2以上の学科等に横断する教育課程を実施するための「学部等連係課程実施基本組織」を新たに設置することができることになった。

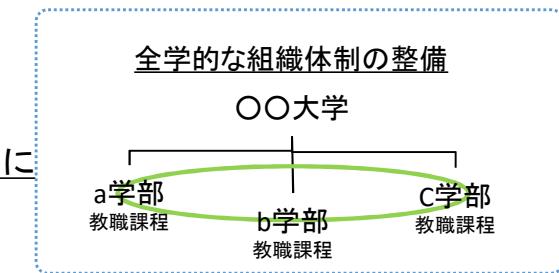
これを受け、教職課程を学部等連係課程実施基本組織に設置することを可能とし、同一の免許状の種類の教職課程を緊密に連係する学部等と学部等連係課程実施基本組織に設置する場合には、併せて一つの学科等とみなして入学定員の合計数に応じた必要専任教員数の配置を可能とする。



## ③教職課程を設置する大学の全学的な組織体制の充実及び当該組織による教職課程の自己点検評価の仕組みの創設(省令の改正)

学科等が教職課程の実施に当たって基本的な責任を有することが原則となっているが、教職課程をより効果的・効率的に実施する観点から、上記①②により学内及び学外の資源を共通化し、教職課程を運営することが可能となる。

その際、教職課程運営の責任の所在を明確化するとともに、複数の教職課程を一体的に管理・運営するために全学的な組織体制を整備するとともに、自主的に教職課程の水準を維持・向上させる仕組みを確立する。



### <全学的な組織体制の充実>

同一大学内の複数学科等に設置されている教職課程を一体的に、企画、実施、評価、改善を行う全学的なマネジメント機能を持つ組織の設置などを求める。

### <教職課程の自己点検評価の仕組み>

上記全学的な組織体制の下、教職課程を設置する大学は、教育の内容及び方法を自ら点検評価し、改善するよう求める。大学は、学校教育法第109条第1項に基づいて行われている教育研究等の状況についての自己点検・評価の中で、教員養成の目標、授業科目、教育課程などの教職課程を自ら検証し、改善に取り組むことが期待される。

※なお、上記全学的な組織体制の充実や自己点検評価の仕組みについては国においてガイドラインを示す予定。

### 施行日(省令及び基準)

上記、①及び②については令和3年4月1日から、③については令和4年4月1日から施行する。なお、①に伴う課程認定上の変更届及び認定申請の受付は令和3年3月頃を予定し、変更届に基づく教職課程については令和3年4月1日から、認定申請された教職課程については令和4年4月1日から開始する。